

平成 25 年 3 月 29 日

## 次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」 の自主回収及びその他の携帯型空間除菌剤の使用上の注意事項について

首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」については、去る平成 25 年 2 月 18 日に化学熱傷を起こすおそれがあるため使用中止を呼び掛け、同月 22 日に当該製品について消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づき公表したところですが、その後も事故の発生がみられます。

事業者によると、約 73 万個が販売されており、現在、事業者による自主回収が行われていますが、約 18 万個の回収に留まっています（回収率約 25%）。未だ回収されていない製品があるので、当該製品をお持ちの方は、使用せずに下記窓口に御連絡ください。

あわせて、その他の携帯型空間除菌剤の一般的な使用上の注意事項についてもお知らせいたします。

### 1. 製品の自主回収について

#### (1) 製品名

空間除菌剤「ウイルスプロテクター」

#### (2) 製品に関する事業者

発売元 株式会社ダイトクコーポレーション  
輸入元 ERA Japan 株式会社

#### (3) 問い合わせ先

電話 0120-988-030  
FAX 0120-342-552  
受付時間 : 9:30~17:00 (月~金曜日)

回収方法等については、下記 URL を御参照ください。

<http://www.printing-daitoku.co.jp/>



## 2. 事故の状況について

「ウイルスプロテクター」は、成分が肌に触れることで、化学熱傷を引き起こすおそれがあります。当該製品に関しては、平成 25 年 3 月 28 日時点で、消費者庁に 101 件の事故情報が寄せられています。

事故の多くは、消費者庁の公表前の 2 月中旬までに発生していますが、公表を知らずに使用していたと考えられるケースもあります。（事故発生日が公表後であるケースは 8 件です。）

### 〈事例〉

風邪をひいていたので、仕事上人にうつしてはいけないと除菌効果を期待しウイルスプロテクターを使った。服の上からぶら下げたまま布団に入り寝てしまった。おへその上の辺りが膨れあがり腫れて赤くなっていたので、すぐに皮膚科へ行った。その後、この除菌剤による皮膚障害が起こっているというニュースを知った。

（平成 25 年 2 月発生 女性 40 歳代）

### 大人から子どもまで、幅広い年代で事故が発生しています！

#### 主な事故の原因

- ・服の下に付けていた。  
⇒ 直接肌に触れたり、シャツや下着など薄い服では成分が皮膚に届くことがあります。
- ・子どもに付けていたら、やけどをしていた。  
⇒ 小さい子どもの場合、やけどに自分で気が付かない場合があります。
- ・ポケットに入れていたらやけどをした。
- ・付けたまま寝ていた。  
⇒ 長時間密着することになります。

表 事故情報の件数（3月28日時点）

情報提供元	件数
行政機関等から	95 件
医療機関から	6 件
合計	101 件

※ 詳細については確認中の情報も含まれます。

#### 化学熱傷になった場合の処置

症状は、普通のかぶれ（通常数日後に発症）と違って、使用してから数時間で起こることが特徴です。症状もかぶれのかゆみではなく、やけどをした時の比較的強いヒリヒリした感じです。

除菌剤が当たっていた皮膚が赤くなっていたら、まずぬるま湯でしっかり洗い流し、早めに皮膚科を受診してください。

（情報提供：日本臨床皮膚科医会）

### 3. その他の携帯型空間除菌剤の使用についての注意事項

その他の携帯型空間除菌剤でも、場合によっては化学熱傷を起こす可能性があり、現在 11 件の事故の通知があります。

使用について、業界団体である一般社団法人日本二酸化塩素工業会は次のような点について注意を行っています。

- ・ 肌に直接触れるような使用は行わない。
- ・ 就寝時は必ず外す。
- ・ 乳児は使用をしない。
- ・ 雨や汗など、水気のあるところでは使用しない。
- ・ 装着時体調不良を感じたら、直ちに使用を中止し医師の診断を受ける。
- ・ ストラップが首に絡まないように注意する。

(参考)

- ・ 平成 25 年 2 月 22 日 消費者庁公表資料 次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」について（使用中止及び自主回収のお知らせ）

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130222kouhyou\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130222kouhyou_2.pdf)

- ・ 平成 25 年 2 月 18 日 消費者庁公表資料 「次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」をお持ちの方は直ちに使用を中止してください。」

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130218kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130218kouhyou_1.pdf)

- ・ 厚生労働省公表資料 「「ウイルスプロテクター」の自主回収を開始しました」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002vt2p.html>

- ・ 一般社団法人日本二酸化塩素工業会

<http://chlorinedioxide.or.jp/>

- ・ 株式会社ダイトクコーポレーション

<http://www.printing-daitoku.co.jp/index.htm>

本資料に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 河岡、小原

TEL : 03(3507)9137 (直通)

FAX : 03(3507)9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>